

介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画の策定、鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営及び鳥取市地域密着型サービスの適切な運営にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める介護保険事業計画の作成に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める老人福祉計画の作成に関すること。
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第2号ロに定める鳥取市地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 介護保険法第42条の2第5項、同法第78条の2第7項及び同法第78条の4第6項に定める地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の代表及び公募したものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。
- 6 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部高齢社会課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。